

★よくある質問

Q1. 「項目・数式入り工事費（積算）内訳書」（以下、「提供内訳書」という。）の利用は義務ですか？

A1. 義務ではありませんが、入札参加者の入力ミス（欠落・記載誤り・計算誤り等）防止を目的としていますので、ご利用されることを強く推奨します。

Q2. 「提供内訳書」をPDF形式に変換して提出してしまいました。

A2. 「提供内訳書」をPDF形式に変換していただく必要はありませんが、PDF形式に変換して提出してしまったのであれば、そのまま結構です。

Q3. 従来どおり自社の様式で提出してもいいですか？

A3. 従来どおりの様式で構いませんが、提供内訳書をご利用されることをお勧めします。

Q4. エクセルファイルのまま提出とあるが、エクセルの対応バージョンは？

A4. エクセルの対応バージョンは、2000～2003版です。
エクセル2007をお使いの方も、2007バージョン（拡張子「xlsx」）に直して提出する必要はありません。

Q5. 「提供内訳書」で提出するにあたり、ファイル名は変更してもいいですか？

A5. ファイル名の変更は、任意です。

Q6. 「提供内訳書」は、控えをとっておく必要がありますか？

A6. 「提供内訳書」は、少なくとも開札終了までは、必ずとっておいてください。

Q7. 「提供内訳書」にデータ入力しようとしたら、警告が表示されました。

A7. 水色の入力項目以外は、入力できません。

Q8. 入力にあたり、特に注意することはありますか？

A8. 1) 「提供内訳書」へ入力するには、電子縦覧の資料（ZIP形式）を、必ずお使いのパソコンに保存し、解凍してから作業してください。
2) 「提供内訳書」への入力完了後、一度上書き保存してから印刷し、正しく表示されていることをご確認ください。（入力したつもりでも、保存しないで空のデータのまま提出するミスを防止するためです。）

Q9. 電子縦覧用資料の中に、「提供内訳書」がありません。

A9. 「提供内訳書」がないものについては、大変申し訳ありませんが、従来どおり工事費（積算）内訳書を作成して提出願います。
※県土整備部が設計図書を作成する時期、設計図書作成に使用したシステムによって、未対応の案件もあります。

Q10. 「提供内訳書」にデータ入力し、電子入札システムで提出しようとしたところ、2MBを超えているため提出できないと警告が表示されました。どうすればよいのでしょうか？

A10. ZIP形式等で圧縮したうえで、提出してください。

Q11. 会社印を押印することになっていますが、「提供内訳書」の場合、省略してもいいですか？

A11. 「提供内訳書」に限らず、電子入札システム上で応札する際は、「押印されたものと見なして」運用しています。これは、電子的な印鑑である「ICカード」を利用して応札しているためです。

Q12. 受任者氏名欄がありますが、受任しない場合（例えば、社長本人が内訳書を記載するような場合）、空欄としてもいいですか？または削除してもいいですか？

A12. そのような場合は、受任者氏名欄は空欄で結構です。削除することはできません。

Q13. 「提供内訳書」の数式等に誤りを発見した場合、どうすればよいでしょうか？

A13. 万一、公開している「提供内訳書」に何らかの不具合を発見した場合は、申し訳ありませんが、発注機関へ問い合わせ願います。

Q14. 上記Q13の場合において、応札間際により問い合わせ出来ない時は、どうすればよいでしょうか？

A13. そのような場合は、申し訳ありませんが、従来どおり工事費（積算）内訳書を作成のうえ、提出願います。

<お問い合わせ先> 県土整備部 整備企画課 建設システムグループ TEL：017-734-9645（直通）